

令和7年11月28日

松江市議会議長 野々内 誠 様

総務委員会 委員長 柳原 治

行政視察報告書

下記のとおり行政視察を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 令和7年10月29日（水）～令和7年10月31日（金）
2. 視 察 地 福島県福島市（福島県福島市五老内町3番1号）
栃木県栃木市（栃木県栃木市万町9番25号）
埼玉県行田市（埼玉県行田市本丸2番5号）
3. 視察委員氏名 柳原 治 三島 明
森脇 勇人 川島 光雅
村松 りえ たちばな ふみ
佐々田 慎吾 石倉 聡之
4. 随行者氏名 松浦 真人
5. 調査の概要 福島市 「ペット同伴避難所について」
栃木市 「地域予算提案制度について」
行田市 「公民連携窓口（Co-Labo Gyoda）の取組について」

※詳細は別添のとおり

福島県 福島市

1 調査項目

- ・ペット同伴避難所について

2 視察対応者

福島市危機管理室	鈴木 係長
福島市保健所衛生課	山田 係長

3 調査期日

令和7年10月29日（水）午後1時30分～午後3時00分

4 説明会場

福島市議会 常任委員会室1

5 調査目的

- ・ペット同行避難に関し、本市では原則、屋外の雨風がしのげる場所（自転車小屋やピロティ等）で一時飼育としている。福島市では、屋内でのペット同伴避難所を開設されており、今後の参考とするため、調査研究を行うもの。

6 説明概要

- ・福島市の指定避難所は、従来からペット同行避難は可能とされていたが、ペットの避難場所は、駐輪場や軒下であり、飼い主にとり安心して避難できる状況ではなく、飼い主が安心してペットと一緒に避難できる同伴避難所の設置が求められていた。
- ・令和3年9月1日から、高齢者等避難（レベル3）発令時には、福島市勤労青少年ホーム体育館をペット同伴避難所として開設することし、専属の避難支援班、獣医師、福島市動物愛護ボランティアにより運営することとした。
- ・福島市勤労青少年ホームは、浸水想定区域でないことに加え、多くの市民が場所を認知していることや広大な駐車場があり車中避難が可能であることから選定。
- ・体育館に2m離して飼い主1名と犬が避難できるようテントを設置。定員は24世帯。猫は講習室に12匹を定員としている。
- ・同伴避難所開設に向けて、福島県獣医師会等とのワークショップや災害に備えた飼い犬のしつけ方教室を開催。令和4年3月に、獣医師会と避難してきたペットに対する応急処置、診療施設への受入れ、飼い主に対する飼育に係る管理指導を内容とする協定を獣医師会と締結。
- ・令和4年9月には、動物愛護ボランティアを設置したり、実地研修や防災訓練を

実施したりして、同伴避難所の充実を図る。

【主な質疑応答】

(質問) 同伴避難所の備品整備の考え方について

(回答) 施設のキャパシティ分の備品を用意し、ゲージは3つの大きさのものを計24個用意している。訓練時に、避難受付の際、犬をつなぐ場所が必要との声を反映して必要なものをそろえた。

(質問) ペット同伴避難所開設の初期費用について

(回答) 初年度は300万円で、以降、年30万円の予算で、年次計画により備品を整備。ペットのエサは、原則、飼い主が用意するが、市でも準備はしており、賞味期限が近くなったものは、保健所の保護犬用にまわしている。

(質問) ペットの散歩やトイレなどに関し、避難所のルールは

(回答) ルールブックは作成していないが、散歩は認めており、一定区域内での放し飼いも認めている。飼い主の一時帰宅時は、ボランティアに見てもらっている。トイレも最低限のものは用意している。

(質問) 備品の財源に国庫補助はあるか。同伴避難所開設時の費用は特別交付税対象となるか。

(回答) 国庫補助制度はない。また、避難所開設時には費用はほぼかからない。

(質問) ペット同伴避難所を福島市勤労青少年ホームとした理由

(回答) 浸水想定区域ではなく、多くの市民が場所を認知している、広大な駐車場を有しているほか、建物が市の所有であり、壁や床がよごれても問題ないことから、選定した。

(質問) 同伴避難所のキャパシティをオーバーした時の対応

(回答) テントをやめて、ゲージにいれてもらう対応となる。



栃木県 栃木市

1 調査項目

- ・地域予算提案制度について

2 視察対応者

栃木市地域政策課 小島係長

栃木市地域政策課 関根主査

3 調査期日

令和7年10月30日（木）午前10時00分～午後11時30分

4 説明会場

栃木市議会 議会会議室

5 調査目的

- ・本市は市町村合併から20年が経過し、旧市町村ごとの地域のまちづくりが課題となっており、本市の参考とするため、調査研究を行うもの。

6 説明概要

- ・栃木市の地域自治制度は、市が制定した地域づくり推進条例に基づき、財政的な支援制度を整備し、地域の活動と発展を住民自らの手で積極的に行ってもらい、市がその地域づくりを様々支援していくものである。
- ・市の附属機関として、「地域会議」を設置し、自ら地域づくりを実践する「まちづくり実働組織」の活動を支援、市の組織として「地域まちづくりセンター」を設置して住民主体の地域づくりをサポートする。
- ・地域会議は、市が8地域に設置し、身近な地域のまちづくりの推進に必要な事項について、市長への提案や市長からの意見聴取に意見を述べることができる。
- ・地域予算提案制度は、地域会議が課題解決のために予算の使い道を市長に提案できるもので、提案を受けた市長は、それを予算に反映し、議会の議決を経て、その事業を実施する。
- ・令和5年度にあった31事業はすべて実施できた。
- ・まちづくり実働組織への補助制度を設けた。また、地域まちづくりセンターがまちづくり実働組織を支援する。
- ・令和7年度に新たな地域自治制度に移行し、地域予算事業の共同提案を認めることとし、実施した事業の結果を連絡調整会議で各地域会議へ報告する。

【主な質疑応答】

(質問) 財源の内訳、まちづくりセンターの規模について

(回答) 予算は 2400 万円で一般財源である。まちづくりセンターは 2 名体制であるが、センター長と公民館長を兼務している。

(質問) ソフト事業にしている理由について

(回答) ハード事業は、市でやるべきものである。地域の課題や活性化のためにハード事業が必要であれば、ハードを合わせた提案という形にしている。

(質問) 地域予算と自治会費の関係について

(回答) 地域予算には市の一般財源を充てる。まちづくり実働組織という任意の組織があり、その活動資金として、自治会費の一部が充てられている。

(質問) 地域会議の委員の人選について

(回答) 委員の人選は①公共的団体の推薦、②学識経験者、③立候補の 3 つの区分がある。



埼玉県 行田市

1 調査項目

- ・ 公民連携窓口（Co-Labo Gyoda）の取組について

2 視察対応者

行田市企画政策課 平井 主幹

行田市企画政策課 益子 主任

3 調査期日

令和7年10月31日（金）午前10時00分～午前11時30分

4 説明会場

行田市議会事務局 委員会室

5 調査目的

- ・ 本市では、公民連携を推進することとしており、行田市の「公民連携窓口（Co-Labo Gyoda）」の取組を本市の参考とするため、調査研究を行うもの。

6 説明概要

- ・ 公民連携窓口は、令和4年4月に設置し、企画政策課の職員2名体制としている。
- ・ 自治体側には民間事業者の提案窓口担当者を一本ができ、提案内容に応じて、関係課を選んで情報展開ができることや実績の一括管理がメリットとしてある。民間事業者側も営業先が一本化でき、手間が少ないため、提案に対するハードルが下がる。
- ・ 多様な民間事業者との連携推進により、新たな技術やアイデアを生かした質の高い市民サービスの提供や地域の活性化を図るため、窓口で民間事業者の提案等をワンストップで受け、迅速に庁内への橋渡しと調整を行う。
- ・ ①事業提案型、②協定型、③提案募集型の3つの類型に分けて整理している。
- ・ 窓口設置から数年たち、行田市が考える公民連携を十分理解せずに、提案（営業）をしてくる事業者が増えている。また、公民連携窓口の職員は、様々な事業の専門ではなく、深くは分からない部分もあり、事業者に二度手間をかける可能性もある。

【主な質疑応答】

（質問） 公民連携事業について、市民の反響は。

（回答） 公民連携事業をそのものを市民に知らせる必要があると考えており、次号の市報（R7.11）で公民連携の理念などを掲載することとしている。今後も、理解が得られるよう周知していきたい。

(質問) 地元業者との連携が少ないように見えるが、そういった不満の声はあるのか。

(回答) 担当課としては、把握していない。要因としては、市との契約行為ではなく、類似事業であっても、他者が参入できる余地があるからではないかと考えている。

例えば、電気自動車用普通充電器設置事業では、市は土地を貸しているだけで、整備は企業が実施しており、市はメリットのみである。

(質問) 公民連携ができる前からの変化は。

(回答) 包括連携協定が増えていると感じる。

(質問) 公民連携事業の市内企業の認識は。

(回答) 認識が進んでおり、案内を送付した翌月は営業が増えた。提案につながると思われる企業に送付した。

(質問) 庁内での共有と職員負担の変化について

(回答) 提案が事業につながりそうなものは、当該課に共有。複数課にまたがる幅広の提案は、庁内の公開用フォルダで全課に共有している。業者対応が一元化され、対応も日時指定・時間制限を設けている。

(質問) 市長の関与について

(回答) 協定が増えてきて、全てを市長決裁とすると負担が増えることから、部長決裁としたうえで、市長にレクをして了解をもらう形に変えた。

